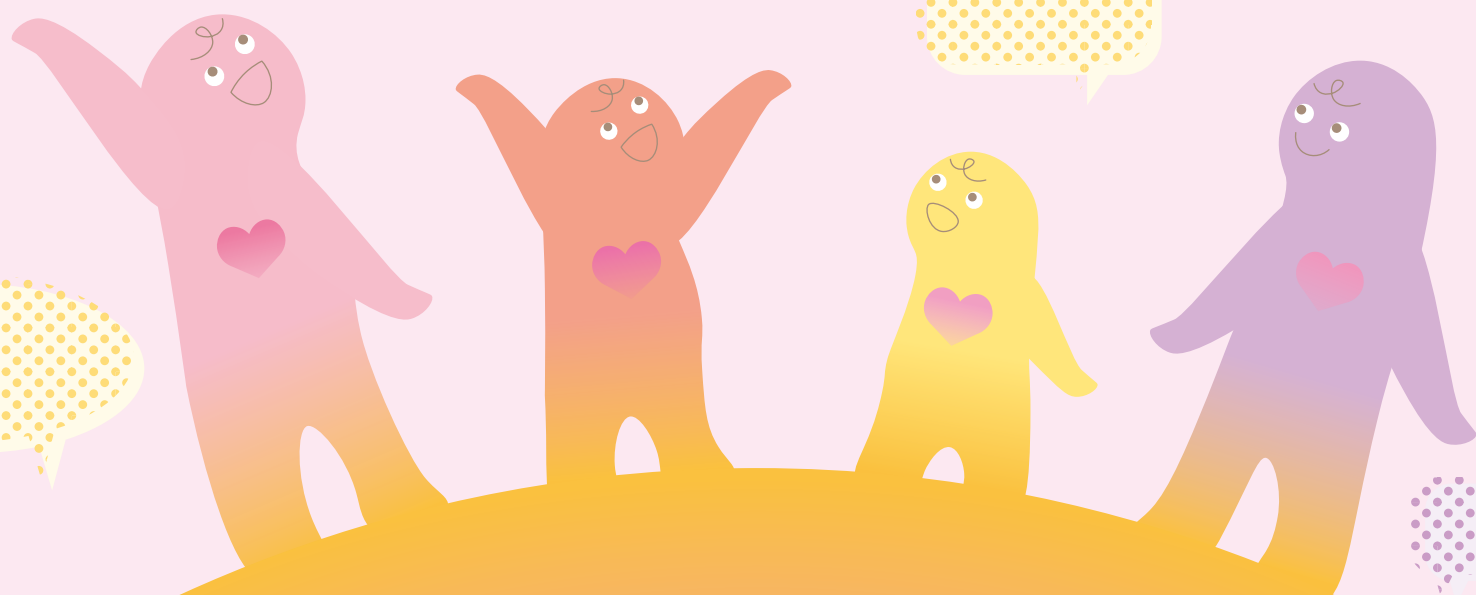


概要版

第2期

藤沢市

子どもの居場所づくり
推進計画



2026年(令和8年)3月

藤 沢 市

もくじ

1	はじめに	2
	(1) 経緯と趣旨	
	(2) 計画期間	
	(3) 計画の対象	
	(4) 子どもの居場所の定義	
2	藤沢で居場所づくりに関わるすべての人と共有したい「居場所づくりの視点」	3
	(1) 子どもの権利を守る居場所づくり	
	(2) 子どもが主役の居場所づくり	
	(3) 安全・安心な居場所づくり	
	(4) 地域における多様な子どもの居場所づくり	
3	本計画の体系図	5
4	市が推進する居場所づくりの事業	7
	(1) ライフステージごとの居場所	
	(2) すべての子どもを対象とした居場所	
	(3) 多様なニーズ・様々な背景を持つ子どもに応じた居場所	
	(4) 官民連携・支援による子どもの居場所	
	(5) すべての市民が使える施設における子どもの居場所	
5	計画の推進に向けて	10

藤沢市の子どもの居場所について

- 市が進める子どもの居場所づくり
- 子どもの居場所づくり推進計画(本体)
- 子どもの居場所づくり推進計画(子ども版)

上記についての情報は、
下の URL 又は右の二次元コードからご覧ください。

URL <https://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/seisho/ibasho.html>



1 はじめに

(1) 経緯と趣旨

- 国の指針では、居場所は子どもが生きていく上で不可欠であり、子どもの視点に立ち、声を聴きながら進めることを、居場所づくりの根幹に据えています。
- これを受け、居場所及び居場所づくりの現状や課題等を踏まえて現行計画を見直し、「第2期藤沢市子どもの居場所づくり推進計画」を策定しました。

(2) 計画期間

- 2026年度(令和8年度)から2029年度(令和11年度)までの4年間とします。
- 中間年(令和9年度)を目安として必要に応じて計画の見直しを行うものとします。

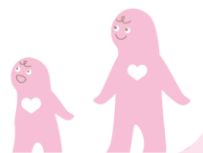
(3) 計画の対象

- 子どもが自らの意志で居場所に行くことができる学童期(6~12歳)、思春期(13~15歳)及び青年期(16~18歳)を主な対象とします。
- 子どもの居場所を広げるという観点から、他のライフステージの方を対象とした居場所事業や施設等を含む場合があります。

(4) 子どもの居場所の定義

- 国の指針を参考に、「場所」や「時間」、「人との関係性」を含んだものとし、従来の物理的な「場」だけではなく、遊びや体験活動、オンライン空間など、本人がそこに居たいと感じる場や対象すべてを居場所と捉えています。

子どもが自分らしくいられて、
居心地の良さを感じることができる
安全・安心な空間



2

藤沢で居場所づくりに関わるすべての人と共有したい「居場所づくりの視点」

子どもが自分の居場所と感じられる環境を確保するためには、市等の公的機関が管理・運営する居場所に限らず、市民団体や企業など多様な主体が運営する居場所も含め、子どもにとって安心できる、よりよい子どもの居場所をつくることをともに目指していくことが大切です。国が示す基本的な考え方を基に、藤沢で子どもの居場所づくりに関わるすべての方と共有したい視点を本市の基本姿勢として以下に示します。

(1)子どもの権利を守る居場所づくり

- 児童の権利に関する条約(以下、子どもの権利条約という。)の理念に基づき、すべての子どもの権利を尊重・保障すること
- 子どもの権利保障が、自己肯定感や他者への信頼感、社会性の基盤となるということ
- 居場所に関わる大人が子どもの権利を理解し、守る役割があること
- 居場所は子どもの成長に極めて重要な役割を果たすもので、居場所を持つことは子どもの権利でもあること
- 困難を抱えている子どもの声に耳を傾けること
- 子どもが困っていたり辛いと感じていたりすることを居場所に関わる大人がキャッチしたときは、必要に応じて相談窓口などにつなげること
- 健康や性、人間関係などに不安や悩みを抱える子どもが成長に合わせた正確な知識や情報を得られるよう支援すること

(2)子どもが主役の居場所づくり

- 子どもが「居心地が良い」と感じるということが重要であること
- 子どもの好奇心に応える居場所であること
- 子どもの意見を聴取し、活動に反映する取組が必要であること
- 子どもの意見聴取の仕組みを浸透させ、子どもが主役となる環境をつくること
- 多様な子どもが参画できる配慮や、意見反映のフィードバックも求められること
- 居場所への参加は子どもの任意であること(子どもの居たい・行きたい・やってみたいという気持ちを後押ししつつも、居たくない・行きたくない・やりたくないという気持ちも尊重される必要があること)
- 子どもが居場所で過ごすために必要な情報を得ることができるように発信すること

(3)安全・安心な居場所づくり

- すべての子どもが安全・安心に過ごせる居場所を確保することは大人の役割であること
- 子どもによって安全・安心の感覚が異なるため、不安や恐怖を与えない配慮が必要であること
- 子どもとの関わりで得た情報の取扱いは慎重に行うこと
- 子どもが大切にされていると感じられる環境をつくること
- 威圧的態度の排除や子どもの特性に応じた配慮も重要なこと
- 虐待・性暴力から子どもを守ることを認識すること
- 子どもの安全・安心を脅かす事象を発見した場合には、迅速かつ適切に関係機関につなげること

(4)地域における多様な子どもの居場所づくり

- すべての子どもにとって居場所は重要であることから、子どもが自分で行くことができる身近な居場所とあわせて子どもの特性に配慮した多様な居場所づくりが必要なこと
- 地域の多様な主体(市民団体、企業など)による居場所づくりを推進し、地域全体で子どもを見守り育てる体制づくりを進めること
- 地域の居場所同士や行政との連携・協働により、子どもの育ちを支えるネットワークを構築すること

子どもの権利条約と子どもの居場所づくり

子どもの権利条約は、1989年(平成元年)に国連で採択され、日本は1994年(平成6年)に批准しました。これは、すべての子どもが健やかに成長し、個人として尊重される権利を持つことを国際的に約束するものです。

同条約では、子どもの権利について、大切な4つの考え方を示しています。

- ①差別のないこと
- ②命を守られ成長できること
- ③子どもにとって最もよいこと
- ④意見を表明し参加できること

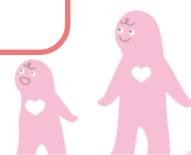
子どもの居場所づくりにおいて特に重要になる考え方が、「②命を守られ成長できること」と「④意見を表明し参加できること」です。

子どもの居場所は、子どもが「ありのままの自分でいられる」「安心して休息できる」「自分の意思で過ごし方を選択できる」場所であることが求められます。

また、子どもの主体性を育むために、意見を表明し参加することが重要視されます。

大人は、子どもから出された意見を聴くだけでなく、運営や活動に反映させるプロセスを明確にし、フィードバックすることが必要です。

こうした姿勢こそが、子どもたちの自己肯定感を育み、子どもの居場所を子どもとともに作り上げる場へと進化させる鍵となります。



3

本計画の体系図

本計画は、子どもの居場所づくりの側面から、共育計画で示す目指す姿である「こどもの笑顔が
つながるまち、ふじさわ」の実現を図るものです。以下に示す計画の目指す方向や推進の視点を踏
まえつつ、子どもの居場所づくりに関わる施策・事業を展開します。

目指す姿

【藤沢市子ども・若者共育計画】

こどもの笑顔がつながるまち、ふじさわ
～子ども・若者一人ひとりの可能性を育み、
だれひとり取り残さない、あたたかい地域共生社会～

第2期藤沢市子どもの居場所づくり推進計画

目指す方向

- (1) 子どもの意見を尊重した居場所づくり
- (2) 多様な居場所の充実に向けた連携強化

市が推進する居場所づくりにおける推進の視点

- ア 子どもの視点での居場所づくり
- イ 地域における多様な子どもの居場所づくりの推進
- ウ 成長過程に応じた居場所づくり
- エ 多様なニーズ・様々な背景を持つ子どもに応じた居場所づくり
- オ 安全・安心な居場所づくり

藤沢で居場所づくりに関わる人と共有したい「居場所づくりの視点」

- (1) 子どもの権利を守る居場所づくり
- (2) 子どもが主役の居場所づくり
- (3) 安全・安心な居場所づくり
- (4) 地域における多様な子どもの居場所づくり

市が推進する居場所づくりの事業

(1) ライフステージごとの居場所

- 学童期では、放課後の居場所の計画的な整備・運営、長期休暇中の居場所(サマースクール等)の充実、朝の居場所づくり支援の在り方について検討します。
- 思春期・青年期では、自習室など学びの環境の整備、中学・高校生世代の居場所づくりに向けたニーズの把握と意見聴取に基づく機能の見直しを図ります。

(2) すべての子どもを対象とした居場所

- 学童期、思春期、青年期のすべての子ども一人ひとりが、「自分らしくいられる」「安心できる」「居心地が良い」と感じられる居場所の創出を進めます。
- 施設や事業における子どもの意見聴取を進め、考えを尊重した運営による子どもの居場所の質的向上を図ります。

(3) 多様なニーズ・様々な背景を持つ子どもに応じた居場所

- 障がい・不登校・家庭環境や社会復帰など、特定の課題や背景を抱える子どもの居場所の確保を進めます。
- 場所の提供にとどまらず、相談や関係性づくりを通じて「自分らしくいられる」環境の充実を図ります。

(4) 官民連携・支援による子どもの居場所

- 資金や活動場所等の支援による、質の向上と活動基盤の安定化を図ります。
- 連携強化に向けたネットワーク設立やオンラインプラットフォーム設置の検討を進めます。
- すべての子どもの居場所へ「居場所づくりの視点」の周知・啓発を行います。

(5) すべての市民が使える施設における子どもの居場所

- 市民センターや図書館、公園、地域市民の家などが、子どもの居場所となるように活用促進や事業実施を進めます。
- 子どもたちが、より身近な場所で、安心していられる環境づくりを推進します。
- 多世代交流の場としての機能強化と地域全体での共育の環境づくりを図ります。



4

市が推進する居場所づくりの事業

(1) ライフステージごとの居場所

放課後児童クラブ(放課後児童健全育成事業)

施設数 85 か所

保護者が就労等により放課後や長期休暇に不在となる家庭等の児童の健全育成と、保護者の就労支援、子育て支援を図るため、児童に居場所・生活の場を提供する事業です。

今後の具体的計画

- 共育計画において定めた量の見込みと確保方策に基づき、2029 年度(令和 11 年度)までに条例基準に適合した施設となるように計画的に整備を進めます。
- 計画期間中に 89 か所まで整備し、待機児童の解消を図ります。
- 整備にあたっては、小学校区ごとの待機児童数、児童推計等を勘案し、年度ごとに整備優先校区を決定します。

放課後子ども教室

施設数 9か所

放課後の児童の居場所として小学校の空き教室・体育館・校庭を活用し、児童が心豊かで健やかに育まれる事を目的とした事業です。運営に当たっては、地域で募った有償ボランティア「見守る人」が児童の見守りを行っています。

今後の整備の方針

- すべての小学校区での開設を目指し、実施可能な方法で設置します。
- 空き教室等のある学校から優先的に設置します。
- 放課後児童クラブの待機児童の多い小学校区から設置します。

サマースクール(長期休暇対策事業)

施設数 3か所

小学校夏期休業期間中に、保護者が就労等により不在となる家庭等の児童の健全な育成と就労支援及び子育て支援を図るため、居場所・生活の場を提供する事業です。

今後の方針

- 本市のどこに住んでいても参加が可能となるように、北部、中部、南部において活動拠点を設定します。
- 年々ニーズが増加していることから、各拠点における参加者枠の増設についても検討します。

※施設数等は 2026 年(令和8年)4月1日を基準としています。

地域子どもの家・児童館

【地域子どもの家】 施設数 18 か所

地域における子どもたちの遊びの拠点として、自由にのびのびと遊べる場所としての機能を備える施設です。運営に当たっては、有償ボランティア「見守る人」が子どもの活動を見守っています。

【児童館】 施設数 5か所

児童福祉法に基づく児童厚生施設で、児童に健全な遊びを与え、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的としている施設です。また、放課後児童健全育成事業(児童クラブ)としての機能も備えています。

整備の方針

- 小学生を中心ターゲットとして利用してもらうため、小学生の生活圏である各小学校区に1カ所ずつ設置していくことを目指します。
- 公共施設の改築の機会を捉え、既存施設との複合化を基本として整備を進めます。

青少年の自習スペース 施設数 1か所

市役所本庁舎5階では、「自宅では勉強に集中できない・学習環境の確保が難しい」など様々な理由を抱える子どもへの支援としての自習スペースを提供しています。また、市内のいくつかの施設において、その施設の実情に合わせて、様々な自習スペースが運営されています。

整備の方針

- 子どもたちにとって必要な設置場所や望ましい環境についてアンケート等を通じてニーズを確認します。
- 利用者ニーズを基に、公共施設の未活用スペースの活用可能性を検討します。
- 民間企業、地域団体など多様な主体に対して、自習室設置について働きかけを行います。
- 生活範囲での設置による利便性の向上や、利用者の多様性に対応した規模・機能を持つ自習室の効果的な展開を目指します。

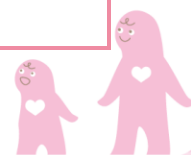
(2)すべての子どもを対象とした居場所

青少年会館 施設数 2か所

青少年会館は、青少年に学習や活動の場、居場所を提供する施設で、藤沢と辻堂の2か所に設置しています。

整備の方針

- 中学生・高校生世代が学校や住居から容易に移動することが可能な区域として、市内をエリアごとに分け、整備の検討します。
- 多様なニーズへの対応を図るため、一つの大きな施設で対応するのではなく、それぞれの青少年会館が特徴を持ち、多様性に対応する施設とし、より多くの子どもにとって居心地のよい居場所となるように整備を進めます。



少年の森

施設数 1か所

青少年の心身の健全な発達を図るためにさまざまな野外活動の場を提供するための施設で、アンケートやイベントを通じて、市民等から意見聴取を行い、再整備を進めています。

整備の方針

○公共施設の運営事業者を先行して決定し、設計段階から施設整備の過程に運営事業者が関与する仕組みである EOI 方式を採用し、再整備を進めます。

(3)多様なニーズ・様々な背景を持つ子どもに応じた居場所

子どもの生活支援事業

施設数 2か所

多様かつ複合的な困難を抱える家庭の子どもを対象に夕方から夜までの時間を安心して過ごすことができる場所として、居場所の提供、食事の提供等を行う事業です。

子どもの学習・生活支援事業

施設数 4か所

生活困窮者自立支援制度の一つで、経済的な理由などから、子どもが勉強する環境を確保することが難しい方への支援を行う事業です。

放課後等デイサービス

施設数 68か所

就学している障がいのある子どもを対象に、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を行う施設です。

子育て短期支援事業

施設数 3か所

子育て中の保護者が出産・残業・出張・冠婚葬祭などの理由で、ご家庭での子どもの養育が一時的に困難になった場合に、夜間又は宿泊を伴う子どもの預かりを行う事業です。

相談支援教室(学校教育相談センター善行分室内)

施設数 1か所

悩みや不安などで学校にいけない小学生・中学生を対象として、カウンセリングやグループ活動などを通して、児童生徒が人と関係を持つ力や自信を取り戻し、学校生活や社会生活に適應できるように支援を行う施設です。

ユースワーク・ユースサポートふじさわ

施設数 1か所

仕事のことや学校のこと、ひきこもりなど社会生活に悩みを抱える若者の自立・就労を支援する事業です。

(4)官民連携・支援による子どもの居場所

地域の縁側

施設数 33か所

住民同士のつながりや支えあいを大切にしながら、人の和を広げ、誰もがいきいきと健やかに暮らせるまちづくりを目的に、多様な地域住民が気軽に立ち寄れる居場所です。

(5)すべての市民が使える施設における子どもの居場所

市民センター・分館

施設数 15 か所

地域に関する事務や貸室の提供などを行っている施設で、子どもを対象とした生涯学習事業の実施や自習のスペースの開放など、子どもの居場所としても利用されています。

地域市民の家

施設数 41 か所

市民が自由に集い、語り、学ぶことで市民同士の連帯意識をはぐくみ、健康で文化的な近隣社会を形成することを目指した施設で、子どもの居場所を運営する団体等が使用して、居場所としての活用もされています。

市民図書館・市民図書室

施設数 15 か所

市民が身近な場所で本に触れることができる施設で、読書を通じた子どもの居場所にもなっています。

公園(都市計画公園)

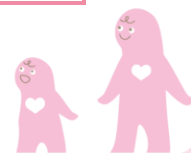
施設数 298 か所

子どもの遊び場だけでなく、地域コミュニティ形成や災害時の一時避難場所などの役割を担うとともに、まとまった緑は利用者に潤いと安らぎを与える空間となっています。

5 計画の推進に向けて

○ 共育計画の策定や実施状況の点検・評価を担う「藤沢市子ども・子育て会議」において、本計画の進捗管理を行います。また、指標を次のとおり設定し、その改善に向けて取り組むこととします。

分野	指標項目	指標確認方法
居場所の実態	○「居場所と思える場所があるか」の割合	共育計画の見直しに向けた子ども向けアンケート調査
子どもの意見聴取・権利擁護	○「自分の意見が反映されていると感じるか」の割合 ○「自分の権利が守られていると感じるか」の割合	
地域連携	○子どもの居場所に関するネットワーク会議の実施回数	青少年課が確認





第2期藤沢市子どもの居場所づくり推進計画【概要版】

〔発行〕 藤沢市子ども青少年部青少年課

〔連絡先〕 〒251-8601 藤沢市朝日町1番地の1

TEL:0466(50)8251 FAX:0466(50)8434

Eメール: fj-seisho@city.fujisawa.lg.jp

〔発行日〕 2026年(令和8年)3月